

学校において、児童生徒または教職員に  
感染者が確認された場合の対応について

(1) 児童生徒または教職員に感染者が確認された場合は、当該学校を臨時休業とします。

※土日等の休業日等により、保健所の指示及び助言において感染拡大の懸念がない場合、上記の限りではありません。

臨時休業とする期間及び範囲は、保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲とします。

※児童生徒が登校している間に、陽性者が確認された場合、保健所との連携により感染拡大防止に配慮し、速やかに下校させることがあります。また、その事案が発生した場合は、学校よりメール配信や各校のホームページ等により周知しますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

(2) 児童生徒等に感染者が確認された場合は、当該児童生徒等は出席停止となります。期間は治癒するまでとし、登校の再開については医療機関や保健所等と連携しながら判断します。

(3) 児童生徒等が保健所等により濃厚接触者に特定された場合は、当該児童生徒等は、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して2週間の出席停止となります。

(4) 児童生徒等の同居家族が濃厚接触者に特定された場合は、感染拡大防止の観点から、濃厚接触者の検査結果が「陰性」と判明するまで、出席停止となります。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しております。必要に応じ、上記内容の変更や新たな追加の場合もあります。あらかじめ、ご承知おき願います。

令和2年8月25日改定